

うものはほとんど一はい船主である。従つてその荷受け等によって生業を営んでおるというのが実情であります。従つて荷そのものが十分回つてくると、いう見通しがあるならば、これは当然加入ということに成つて参ります。思ひますと、この法律によりますと、いわゆる運賃等について団体交渉ができるということがあります。従つて荷主は適にあの組合に入るとお前のところに回さない、こういうことで圧迫をするということになつてくると、おそらく入るのにならうとするのではないか、こういうように考へるのです。こういう点はどういうふうに御指導なさろうとしておるか。この点を提案者並びに海運当局から伺ひをいたしたい。

○栗澤政府委員 御懸念のような問題は、私どももかねがね心配しておるわけですが、いつまでも荷主の立場に立つておらぬ長いものに巣かれろ、こういふ主義になつてくるとこれは大へんな危険なつておる、こう考えるのであります。それでこれを排除してとにかく組合という團結の力によつて自分たちの事業を向上させていこう、あるいは安定を保つて、これが第一だと思うのであります。非常にむずかしいことではあります。非常にむずかしいことではあります。私が先ほど申し上げましたように、業者としましては登録制によって相当把握しております。できるだけそういう面について今後指導あつせんを海運局といたしましても努力いたしたい、こう考えております。

ことになる、せっかくお作りになつたものがおありでなければならぬ、こう思つまうのではないか、こういうようにもうわけでもういう点についてさらにもつと具体的な指導方針というものがおありでなければならぬ、こう思つまうのです。従つてこの点は提案者でなくできるのだというような方法を、一つこの際明らかにして、組合といふもののがいかにありがたいものだ、こういうようにしたらそういうものができるような方途があれば、この際明らかにしておいてもらいたい。

○栗澤政府委員 ただいまのお話の、たとえば一例でございましようが、石炭協会等につきましては、私どもによつては協会自身も、むしろ非常に過ぎた心配をしておるという点も看取されるのであります。この組合ができますと、いわゆるとんでもない運賃を作つて、運輸大臣が勝手に認可して、それを押しつけるというふうな心配をしておるようでございますが、そういう点につきましては決してそうではなくて、この法律にも書いてございますように、荷主の利益を不当に害するようなことは考えておらない。さしあたりはせいぜい標準運賃のところまで何とかこぎつけるという程度のことが、まず一つの目標なんだということもよく話しております。協会としてもだんだん話しておられます。協会としてもだんだんわかってきておるのではないか、こ

近起つて参りまして、相当の数が各地区で結成を見るのではないか、こういうふうに期待いたしております。各地区におきまして、ある程度の組合ができるまして、これが実効を上げて参りますれば、当然その付近におります業者と、いうものは、なるほどこれは組合といふものは実効のあるものであるということを認識するだらうと思います。兼ねてその組合でもできるだけ同業者は勧誘する。同時に運輸省といたしましても各地区に海運局の支局、出張所もござりますので、その地区の業者につきましては、おのののやはりそういう自主的な意識というものに目ざめさせまして、できるだけ組合を結成し、あるいは既存の組合に加入していくという方法を、手間はかかりますけれども、地道に、じっくりやつていくといふことが大事じゃないかと考えるのでございます。

うに、やはり荷主の利益を不当に奪うことにはいけないということを考えることでありますので、たとえば統制運賃の問題等につきましても、十分荷主側の立場を向も聞き、あるいは組合と荷主団体との話し合いも進めていくというふうにいたしたいと考えております。なおその上に荷主関係の利害ということになると、荷主官庁の問題もありますので、もちろんそういう点も十分連絡をとつて、妥当な線をきめていくことをふうに努力いたしたいと考えております。

○井岡委員 そうしますと、これでお伺いするわけですが、十分連絡をとつてやる、こういうことでございますから、これは法律の文章としてはそういうことにはならないかと思いますが、いわゆる両者間における申し合せというような覚書を交換し得る、こういうふうに理解していいですか。

○栗澤政府委員 今のところ通産省からまだそういう形式上の正式な申し入れもございませんし、考えておりませんけれども、十分検討いたす価値はある、こういうように考えておりました。実質上は先ほど申し上げましたとおりに連絡は十分とるつもりでござります。

○井岡委員 まん中のところがわからぬので、もう一度……。

○栗澤政府委員 ただいまのところは、通産省からもまだ正式にそういう申しあれがございませんし、私の方も真似的にお話があれば検討をいたしてお

るようだいたしたい、さういうふうに

○木村(俊)委員

か、こういうことで御提案になつたも

その自主的活動に待つといふのが、ま

の二項でござりますが、「木船運送法第

○井岡委員 考えております。

これは戦時中の海運組合というものが
ありましたが、その際には国家の輸送

す第一の段階であつて、もしそれが非常に実施上難点に遭遇した場合に、初

二条第四項の木船回漕業」、こういうよ
うに書いてあります。木船回漕業の中

一度お尋ねいたしましたが、申し出があれば覚書等の交換をして十分万遺憾な

力増強という点から、企業者を強制的に組合に加入させるというのが建前で

めて強制加入制度を考えるべきじゃないかという、非常に穩健な考え方をし

には、船を持っておいでになる方と、
船をお持ちにならないで単なる回漕

○栗澤政府委員 申し出るにございませんが、どうかとお話をちよつとどうかと思いますが、実質的には私はどちらはそれで差しつかえないと考えておりますが……。

ございました。しかしながら今回の小型船海運組合なるものは、まず業者が自主的に結合をいたしまして業界の安定をはかる。それでもなお不可能な場合には、國家が事業活動の規制命令その他によつて、ある程度のところれをするというのが建前であります。今お

ておるわけであります。それともう一つは、陸上産業と違いまして、これは木船運送法という基本法律がありまして、事業法的な法律でもって一応その基礎を把握しておりますので、その点については中小企業団体法の対象である陸上産業とは多少異なるのじやな

業、どう申しますかあつせん業者、いろいろような業者があるわけでござりますが、この業者をもこの小型船海運組合の組合員の中に入れるということは、疑義があるのじやないかと思うのです。この点をどういうようにお考えになつておるか、お伺いをいたし

でござりますが、われわれの方には申し出がなしどうこと
し出があるのです。ですからお尋ねをいたしておるので、実質的にはそういう
うことをやつていい、こういう御趣旨のようでござりますから、「必ずその点
については申し出があれば実施をす
る、こういうように私の方は理解をいたします。

請のありました通り強制加入の面については、実はこの原案においては考えておりません。これはある意味におきましては、結社の強制ということで、憲法上の疑惑も多少ありますよし、また今回の小型船海運組合法の趣旨から申しましても、業者の自主的意思に待つという点からいっても、なるべくこれを避けたいというのが、提案者と

いかと思います。そういうニュアンスを御理解願いたいと思います。

○木村(俊)委員 今御指摘になりまし
た木船回漕業の実態の問題であります
が、今お話をありました通り、確かに
回漕業者の中には、一ぱいの船も持た
ずに、単なる荷主の代弁機関のような
業態もあります。しかしながらかりに
昭和三十年度の機帆船の輸送実績を見
て参りますと、その九割一分七厘に相
たい。

さらに問題はもとに戻りますが、私はこの問題を先ほどからの御答弁から考えてみて、なお若干の不安がある。そこで関係者あるいはこういう組合を設立してもらいたいという側の方から申しますと、法体系そのものを考えないで、いわゆる具体的な実質的な立場から強制加入にしたらどうか、こういうようにしてもらいたい、こういうことのようなんです。もちろんこれは公取等の関係があつて、強制加入ということはこれは実際問題としてはむずかしいとは思いますが、そういう御希望のある点は十分理解をしていただいて、この点についての取扱いをどういうようになさるうとしたとしておるのか、この点をもう一度お伺いをいたしたい。

しての趣旨でござります。しかしながらこの法案を実施いたしまして、なお事業活動の制限命令その他を出して、なおかつ非常に不十分だという点がありましたならば、今後におきまして加入の強制という制度も考えざるを得ない時期になるのじやないかと考えております。

○井岡委員 私は、この機会に申し上げておきたいと思うのですが、提案の理由の中にはこのことは強く出ておりませんけれども、私はおそらくこれは陸上におけるいわゆる中小企業団体法とか、あるいは組織法とかいうことで、今、国会で御審議なさつてある。これを広く海上の業者についても適用してあげるような方法をとることが、真の中小企業対策になるのじやない

ればならぬ、こういうように考える
わけです。そういうふうに考えて参考
ますと、やはり実態というものを考
えただかないと、いわゆる木船運送
法があるから大体督促をしておるとい
ふように言われておりますが、陸上の
力においても中小企業安定期がありま
して、それで捕促しておるということ
になるわけ、この点は五十歩百歩か
と思うのです。そういう点等を考慮し
て、私は具体的に督促するための手段
——いうものを、この機会に明確にして
おかなればいいかと思うわけです。
それについてもこの点については私た
ちはなお検討して参りたいと思います
から、これ以上この項についての質問
避けたいと思います。

当する運送貨物というものが、全部回漕業者の手を通じておる。特に機帆船の対象貨物である石炭について見ますと、その九割七分というのが全部回漕業者の手を通じておる。こういう業態から見ますと、今お話をありました通り木船回漕業者を除外して、この小型船舶海運業の運営というものを考えるわけにはいかないと思います。確かに今まで船団指揮の通り回漕業者の中には、荷主の代弁機関あるいはそれに近いような業態もありましようが、今申し上げた通りのような機帆業界の実態を見ますと、今回の小型船舶海運組合法案の対象にいたしましては、小型船に関する回漕業者を除外するのは、かえって木船業界の混乱を来たすのじゃないか、こいつらにわれわれは考えておりま

○井岡委員 私は、この機会に申し上げておきたいと思うのですが、提案の中にはこのことは強く出ておりませんけれども、私はおそらくこれは陸上におけるいわゆる中小企業団体法とか、あるいは組織法とかいうことで、今、国会で御審議なさっておる。これを広く海上の業者についても適用してあげるような方法をとることが、眞の中小企業対策になるのじやない

になるわけで、この点は五十歩百歩かと思うのです。そういう点等を考慮して、私は具体的に捕捉するための手段というものを、この機会に明確にしておかなればいかぬと思うわけです。それについてもこの点については私はなお検討して参りたいと思いますから、これ以上この項についての質問避けたいと思います。

御指摘の通り回漕業者の中には、荷主の代弁機関あるいはそれに近いような業態もありましょうが、今申し上げた通りのような機帆業界の実態を見ますと、今回の小型船海運組合法案の対象にいたしましては、小型船に関する回漕業者を除外するのは、かえって木船業界の混乱を来たすのじやないか、こいつらうにわれわれは考えておりま

す。ただ機帆船業界おきましては、いわゆる運航業者に相当する者がきわめて零細であります。そこで当するものは、大体いわゆる船主船頭として、その九割に相手のいわゆる船主とというものは、なかなか海上生活が多いのであります。そこで荷主と直接タッチいたしまして集うので、どうしても運航業者の陸上機関としてこの回漕業者が不可欠な存在になります。荷をするという機能は非常に薄いといふので、さらに回漕業者の実態を見ましても、完全な荷主の代弁者といふのは、回漕業者の中にはきわめて少ないのであります。こく少数の荷主代弁機関的な回漕業者のために、全体の回漕業者の実態を、この小型船海運組合法の中から除外するということは不適当じやないか、こういう観点に立ちまして、ただいま仰せの通りでありますけれども、この小型船海運組合法におきましては、ぜひとも木船回漕業者をこの法律の対象にしたい、こう考えておる次第でございます。

○井岡委員 そこで私はやはり若干疑問が生まれてくるわけです。と申しますのは、九割七分までが木船回漕業者である。いわゆる荷を取り扱っていることになると、この人たちが、お前たちに荷をやらないぞ、そういう組合に入つてわれわれをおどかすなら荷をやらないぞ、こういうことで、荷主側に立つてこれをおどかしてみると、これは一ぱい船主の諸君といえども、なかなか入りにくいうことになると、これは一ぱい船主の実態を把握した上で、しかもこの小型船海運組合法の運用を通じまして、その力を团結力によつて向上させます。従つて現実の状態は、九割七分までをその取扱いによって行なつてお

るとしても、あるいはまたそれがごく少數な純然たる回漕業だけをやつておるとしても、その人の発言というものはかなり船主等に影響を持つ、こうしておるわけですが、海運当局はどのような行政指導をなさるか、この点は主というのは、家がどこにあるやら、ほとんど海の上で生活をしておるか、この点お伺いをいたしておきたい。

○運輸政府委員 ただいま回漕業者等も入りまして、各地区に任意組合が相当できておりますが、そういう方面の意見もいろいろと昨年、一昨年あたりから微しておるのでございますが、回漕業者におきまして、こういう組合を作ることにつきまして非常に賛成をいたしております。こういうものを作つては困るというふうな意見を聞いておるものは、現在のところはほとんどなくなつてきております。従つて回漕業者も運航業者と一体になって、とにかくお互いに団結をして、荷主に何とか当つていただきたいという気持ちは最近は盛り上つておりますので、そういう方面では私どもは相当期待を持っています。なお回漕業者が現在小型船海運業界において、相当の力を持つておるということは事実でございまして、またこの力がある程度海運航業者の組合意識の向上に待つよりほかはないと思うのですが、とにかくこの回漕業者が機帆船海運業界におきましては、非常に大きな力を持つておるることは、事實でございまして、その実態を見つけることは、非常に大きな力を持つておるということになるわけです。

○井岡委員 それではこの項については了承することにいたしまして、次に第八条の事業の中に項目がいろいろ並べておられます。この中で私はどうしろ御指摘のような状態が必ず招来するのではないか、こういう考えは私は持っております。

○井岡委員 それではこの項については了承することにいたしまして、次に第八条の事業の中に項目がいろいろ並べておられます。この中で私はどうしても入れていただきなければならないと思うのは、これは海運組合の法律でありますから、海運組合の事業としてはこれまでよろしいかと考えるのでござりますが、しかし現実にこの事業を行なつていく上においては、従業員の生活の問題も考えてやらなければいけない。従つてこれがだんだん發展をして参りますと、労働組合等のこととも考

慮するならば、私はお説の点はわからぬでもございませんが、必ずしも現在のより実態に即した姿としてはあり得ないのだ、こう思うのですが、この点はどうですか。

○木村(俊)委員 私自身の意見をいたしましたが、将来の機帆船業の理想形としては、現在一ぱい船主である船主船頭がだんだん力を持ってきて、一個の運航業者として成り立つというところまでいけば、確かに今回作りますが、これを自然の関係として守つていくかという認識と申しますか、気持を組合を作ることによつてまた一そろもり立てるだけのやうないか、こういうふうに考えております。具体的と申しますが、これを自然の関係に置けますが、これを自然の関係に置けたときに何とか当つていただきたいという気持ちは最近は盛り上つておりますので、それは、おそらくこの組合は団体交渉をしておりませんけれども、できるだけふうに考えております。たてをつくというふうな考え方でなくして、運航業者としての独自の利益をどういうふうにして守つていくかという認識と申しますか、気持を組合を作ることによつてまた一そろもり立てるだけのやうないか、こういうふうに考えております。

○井岡委員 そこで私はお説を承つておりますと、回漕業者というものは要らなくなつてくるのじゃないか、こういう気がするのです。と申しますのは、おそらくこの組合は団体交渉をして荷主と直接交渉をなさる。従つて荷主が、今度はそうではなくて、組合の代表は、別途に回漕業みずからが利益を機関である執行機関が直接荷主と交渉する、こういうことになつてくると回漕業といふものはもう要らなくなつていく上においては、従業員の生産性の問題も考えてやらなければいけない。従つてこれがだんだん發展をして参りますと、労働組合等のこととも考

ねるような本法のとき立法の処置を講じなくとも、現在の法律の運用で、そういう業界の自主的な活動を期待できるところの法的な根拠があるのではないか、こうすることをお伺いしたわけであります。この法律の提案理由の大げなねらいというのは、現在の標準運賃と申しますが、それが不适当に低い地位にあって、これが不当競争と相まって経営の危機を招いておるので、これを防止することが目的であるといふうに私ども感ぜられるわけであります。しかし、この現在の運賃がもしも不适当に低位にある、あるいはまたそれに輪をかけて不当競争が行われておる、こういう二つの理由で業界の経営が非常に困難を来たしておるということはあるといたしますならば、なおさら今日制定されておるところの二つの法律によつてこれの是正はできるのではないか、こういうふうに私は考えるわけですが、この点いかがですか。標準運賃を変えるとか、あるいはまた不当競争に対して、業界の安定を乱すおそれがあるということで運輸大臣が勧告を発するとか、こういうような行政処置によって、私はこれらの問題は解決できるのではないかと思うのです

が守られない際に運輸大臣が勧告するということは、実行上非常に困難な場合もあります。しかしながらこの小型船海運組合におきまして、この標準運賃を一つの調整運賃と見て、これに自ら今までその補充をするという機能も持つておるので、これが不适当に低い地位にあって、これが不当競争と相まって経営の危機を招いておるので、これを防止することが目的であるといふうに私ども感ぜられるわけであります。しかし、この現在の運賃がもしも不适当に低位にある、あるいはまたそれに輪をかけて不当競争が行われておる、こういう二つの理由で業界の経営が非常に困難を来たしておるということが非常に困難を来たしておるというこ

とであるといたしますが、やはりこの海運組合法はぜひ必要じゃ

ないかと思つております。

○中居委員 現在の法律で標準運賃の変更もできますし、この運賃体系を乱

した場合には命令、勧告もできる、こ

ういうことになつておるのですが、そ

れでもなおかつこのよだんな法律が必要

だというのは、団体交渉を法的に承認

するというところにねらいがあるのだ

と思いますが、これはいかがですか。

○木村(後)委員 私が先ほどから言つ

ている自主的活動に待つてやる方がよ

りいいということは、これは具体的に

表わせば、今おっしゃつた通り、団体

交渉を法定化することによつて、その

組合の力によつて標準運賃を守る力を

持つということが大きな目的であろう

と思います。

○中居委員 運輸当局に伺いますが、

現在定められておる標準運賃、この標

準運賃を中心としたとして、これに

のをきめて、これが守られないときは、

運輸大臣が勧告をするという規定もござります。しかしながらこの標準運賃

が守られない際に運輸大臣が勧告する

ということは、実行上非常に困難な場

合もあります。しかしながらこの小型

船海運組合におきまして、この標準運

賃を一つの調整運賃と見て、これに自

らに運賃を守る方があつたのであります。

○栗澤政府委員 たゞいま申し上げま

した標準運賃は昭和二十八年に設定し

たものでございまして、その後燃料な

いしは修繕費その他が相当上つております。あるいは人件費も上つております。

○中居委員 全国的な調整運賃は

九州における石炭の問題だけではな

く、東北におけるところの運賃、北海

道における調整運賃の実態を……

○小田部説明員 今中居先生からお話

のごとくしました調整運賃と申しますの

は、木船標準運賃だと了解してよろ

しくうございますか。調整運賃といふ

のは今ございません。

○中居委員 標準運賃がありまして、

これにプラス二十あるいはマイナス二

十ということが現在認められておる

のでしょうか。その実施の状況を伺いたい。

○中居委員 ただいま御答弁がありま

した標準運賃と実施運賃、これは大体

二割程度下回つておるようですが極端

なものは、三割程度も下回つておるよ

うです。そうすると現在の運賃が不當

に安い。不當競争がこれに加わつてさ

れています。

○中居委員 私はこの今度の海運組合

法が出たとしても出なかつたとしまし

ても、現在のこの経済情勢というものには変化はないと思うのです。もし海

されております。これは朝鮮事変以後の不況時代に非常に不況になります。それがデータはまだ少しあれでございまして、自ら運輸大臣がわざわざ直接監督命令を出すことの補充をするという機能もあります。むしろ業界の自主的統制によりましてその標準運賃に近い調整運賃を守る方が、より民主的じやないかということも私は考えられますので、御指摘の木船運送法はありますのも、やはりこの海運組合法はぜひ必要じゃ

ないかと思つております。

○中居委員 現在の法律で標準運賃の変更もできますし、この運賃体系を乱

した場合には命令、勧告もできる、こ

ういうことになつておるのですが、そ

れでもなおかつこのよだんな法律が必要

だというのは、団体交渉を法的に承認

するというところにねらいがあるのだ

と思いますが、これはいかがですか。

○木村(後)委員 私が先ほどから言つ

ている自主的活動に待つてやる方がよ

りいいということは、これは具体的に

表わせば、今おっしゃつた通り、団体

交渉を法定化することによつて、その

組合の力によつて標準運賃を守る力を

持つということが大きな目的であろう

と思います。

○中居委員 全国的な調整運賃は

九州における石炭の問題だけではな

く、東北におけるところの運賃、北海

道における調整運賃の実態を……

○小田部説明員 今中居先生からお話

のごとくしました調整運賃と申しますの

は、木船標準運賃だと了解してよろ

しくうございますか。調整運賃といふ

のは今ございません。

○中居委員 ただいま御答弁がありま

した標準運賃と実施運賃、これは大体

二割程度下回つておるようですが極端

なものは、三割程度も下回つておるよ

うです。そうすると現在の運賃が不當

に安い。不當競争がこれに加わつてさ

れています。

○中居委員 私はこの今度の海運組合

法が出たとしても出なかつたとしまし

ても、現在のこの経済情勢というものには変化はないと思うのです。もし海

なるよだんな法律のとき立法の処置を講じなくとも、現在の法律の運用で、そういう業界の自主的な活動を期待できるところの法的な根拠があるのではないか、こうすることをお伺いしたわけであります。この法律の提案理由の大げなねらいというのは、現在の標準運賃と申しますが、それが不适当に低い地位にあって、これが不当競争と相まって経営の危機を招いておるので、これを防止することが目的であるといふうに私ども感ぜられるわけであります。しかし、この現在の運賃がもしも不适当に低位にある、あるいはまたそれに輪をかけて不当競争が行われておる、こういう二つの理由で業界の経営が非常に困難を来たしておるということはあるといたしますならば、なおさら今日制定されておるところの二つの法律によつてこれの是正はできるのであるといふうに私は考えるわけですが、この点いかがですか。標準運賃を変えるとか、あるいはまた不适当競争を変えるとか、あるいはまた不競争に対する、業界の安定を乱すおそれがあるということで運輸大臣が勧告を発するとか、こういうような行政処置によって、私はこれらの問題は解決できるのではないかと思うのです

が、いかがですか。

○木村(後)委員 木船運送法によりま

して、御承知の通り標準運賃というも

のをきめて、これが守られないときは、

運輸大臣が勧告をするという規定もござります。しかしながらこの標準運賃

が守られない際に運輸大臣が勧告する

ということは、実行上非常に困難な場

合もあります。しかしながらこの小型

船海運組合におきまして、この標準運

賃を一つの調整運賃と見て、これに自

らに運賃を守る方があつたのであります。

○栗澤政府委員 たゞいま申し上げま

した標準運賃は昭和二十八年に設定し

たものでございまして、その後燃料な

いしは修繕費その他が相当上つております。あるいは人件費も上つております。

○中居委員 ただいま御答弁がありま

した標準運賃と実施運賃、これは大体

二割程度下回つておるようですが極端

なものは、三割程度も下回つておるよ

うです。そうすると現在の運賃が不當

に安い。不當競争がこれに加わつてさ

れています。

○中居委員 私はこの今度の海運組合

法が出たとしても出なかつたとしまし

ても、現在のこの経済情勢というものには変化はないと思うのです。もし海

運といったようなものの経済情勢が、この法律によつて左右せられないということであるといたしますならば、私は何もこういう法律を現在作つて、そのことによつて運賃の問題をどうこうしようとするようなことは要らぬ処置ではないか、現在すでにこの運賃は守らなければならぬ、こういう法律があるのですから、現在の法律の運用によつてこの標準運賃を守らせるように、こういう統制的な処置を講じていくことがまず第一番にとられるべき処置ではないか、こういうふうに考へるわけなんです。昭和二十八年にこの標準運賃が制定になつて、そうしてそれ以来据え置きになつておるのだが、なかなかこの運賃というものが守られてこなかつた。そうして業界が經營上非常に困難に陥つておる、こういふことを四年も五年も海運当局は放任しておきまして——こういうことは現在の法律でもできるのですよ。それを放任しておいて、そして新たにまた別個の法律というものを作つて、この標準運賃を守らなければならぬのだ、こういうことは私は前になりますた海上運送法にいたしましても、木船によつて適当な処置を講ずることが、当面必要なことではないか、私はこう考へておるわけであります。しかも今回現在までに作られておる既存の法律によつて適当な処置を講ずることが、当面必要なことではないか、私はこう考へておるわけなのです。わが国の木船のこの法律を見ますと、わが国の木船業の占めておる地位といふものに対する根本的な対策といふものは講ぜられていないと私は思うのです。わが国の国内航路の六五%がこの小さい木船によつて主として運送されておるのです

が、これに対する根本的な処置といふものが講ぜられないで、ただ単にカルテル運賃を構成することによって、これらは業界の安定をはかるかうといふことによるうな考え方には、私はまず第一番に不満を抱くものであります。こういう法律を作るならば、これと並行いたしまして根本的なこういった小型船の振興対策といふものを、政府は樹立しなければなりません。

○栗澤政府委員 先ほどの御説明がちょっと不足したかと思ひますが、標準運賃と申しますのは、やはりある程度の標準でございまして、一定の幅をもつたネゴシエーションの余裕を見ておるわけであります。従いまして実際におおつやつた通りですが、この標準運賃が持つた余裕を見ておるわけですから、これが第一の条件ではありますけれども、その他におきましては、配船の調整とかあるいは対策的な問題になりますけれども、もしどうしても船腹が余つて困るという場合には、自主的に船腹の調整までやります。

○木村(俊)委員 ちょっと私が説明した中で足りない部分がありましたので、補足的に御説明したいと思います。

が、この小型船海運組合法でねらつておきます目的は、第一は今中居さんか

方法を考へての運賃の折衝でなければならぬ、こういふ点を申し上げたかつたのでございますが、若干その点は説書は有効なんですか。今後この調整規程の策定に當つては、一体どういう考

明が足らなかつたかと思います。

○木村(俊)委員 ちょっと私が説明しましたが、この法律が足らなかつたかと思います。

○栗澤政府委員 標準運賃の設定の場合には、荷主側の通産当局あるいは農林当局と十分協議いたしまして、設定

され、運輸大臣は現在の海上運送法に基いて出航の命令ができるのですね、海上運送法

と団体交渉しまして、この調整運賃の協定の話し合いがつかなかつた、そしてその場合に海運組合が出航を拒否し

た、そういう事態をもしも惹起した場合には、運輸大臣は海上運送法に基いて出航の命令ができるのですね、海上運送法

と団体交渉しまして、この調整運賃の協定の話し合いがつかなかつた、そしてその場合に海運組合が出航を拒否し

た、そういう事態をもしも惹起した場合には、運輸大臣は海上運送法に基いて出航の命令ができるのですね、海上運送法

と団体交渉しまして、この調整運賃の協定の話し合いがつかなかつた、そしてその場合に海運組合が出航を拒否し

た、そういう事態をもしも惹起した場合には、運輸大臣は海上運送法に基いて出航の命令ができるのですね、海上運送法

と団体交渉しまして、この調整運賃の協定の話し合いがつかなかつた、そしてその場合に海運組合が出航を拒否し

緊急を要するのです、一週間か十日のように目的に持つていなければならぬ、こういう場合に荷主にとつてそれを運送するということは、事業の經營に關係する緊急な事態なんですが、そういう場合にも命令を出すわけにはいかぬのです。

○栗澤政府委員 ただいまのところは、そういう運送命令を出す方法はないと考えております。

○中居委員 それで了解しました。先ほども井岡君の質問の中につつたので

すが、重ねて回漕業を海運組合の構成員にする、こういうことについて私は伺つてみたいと思います。大体回漕業

というものは運賃の高いとか安いとかいうことは經營上大した關係がない

のでして、どうして多く荷物を取り扱うことには経営上大した關係がない

のでして、そういうことが回漕業としての事業の生命だと思うのです。そういう場合に本法を作つて、そして調整運賃なり

標準運賃なりといふものを自動的に守つて、組合が自主的に守つていかなければならぬ、こういうことで法律を

作つても、その構成員の中に、とにかく運賃は安くとも高くとも荷物をたくさん集めなければならぬ、荷主の言う

ことを聞いてたくさん運送しなければならぬ、こういう利害に立つところの業者が組合員として構成されておると

いうことになりますと、本法の運賃を

自主的に守つていかなければならぬといふ立法の精神が内部からくずれてくるのではないか、こういうことを私は懸念するのですが、この点について提案者はいかにお考へになつておられましたか。

○木村(後)委員 先ほど井岡さんの御質問に答えたのであります、今中居

さんはおっしゃった回漕業者はたゞ運送数量だけが関心事であつて、運賃についてはさほど考へないということについては、私は必ずしもそうではないと考へております。

○栗澤政府委員 ただいまのところは、回漕業の性格から申しまして非常に重要なボイントではあるかも知れませんが、やはり回漕量というものは運賃の重大要素であります。回漕業者も運賃が非常に悪くなることについては大きな関係があります。そこで回漕業を小型船海運組合法の対象にせひともしなければならないといふのは、今申されたような運賃問題は確かに重要な要素にはなつておりますけれども、それよりもその以前の問題、すなわち運航業者と申しますか、一ぱい船主・船頭が今後の組合意識の向上によりまして、みずから一個の運航業者として成り立つような事態となるべく早く招來するということが、小型船海運組合法の第一の目的であります。しかしながら第一足飛びにはそこへ行けないから、回漕業者も同一の場においていろいろ運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

といふので、私は回漕業者をこの法律の対象にしなければならないといふ説明をしたのでござります。その意味におきましては、先ほど申された通り確かに回漕業者が小型船海運組合の中に運送条件その他を決定するのが、現在の事態には最も適当した実態であろう

運賃を一方的に取り上げて、そうして団体交渉という強い力によってこの運賃を不当につり上げはしないか、そういうことがわが国の経済にどのような影響を及ぼすか、こういうことを私どもは非常に憂慮いたしております。従いまして先ほども運輸当局から答弁がありましたように、調整規程の作成、ことにも調整運賃の許可に当りますては、従来通り通産当局とよく話し合いまして、業界の意見も十分に聴取いたしまして、かりにも一方的な調整運賃の決定認可、こういうような事態が参らないよう、十分に注意をしてこの法の運営をはかつてもらいたい、こういうことを私は希望いたしますて、私の質問を終りたいと思ひます。

○木村(僕)委員 先ほど中居さんからの御質問に対しても、私答弁に誤りがありましたので、訂正したいと思います。非常に悪質な回漕業者があれば除名できるかというお問い合わせをして、私は除名できませんと答えましたが、これは私の答弁の誤りであります。第二十五条の第二項に、「海運組合の目的的遂行を妨げる行為をした組合員は除名できる。」こうしたことになつております。その悪質さが、この項に該当するに至れば除名できるというふうに、私は答弁を訂正したいと思ひます。

○鷲上委員長 本日はこれをもつて散会をいたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時二十七分散会

第二十六号中正誤

六頁五段二一行より二四行「第十四条第二項(第十条第二項及び第五十八条において準用する場合を含む。)の処分をし、又は」は削るべきの誤

昭和三十二年五月十日印刷

昭和三十二年五月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局